

尾張西部医療圏保健医療計画の見直しについて

1 愛知県地域保健医療計画について

愛知県地域保健医療計画は、医療法の規定に基づき、県の保健医療対策の今後の基本方針を示すもので、さまざまな保健医療サービスを適正に提供することができる体制づくりを目的とした計画です。

昭和62年8月の策定から過去9回の見直し（中間見直しを含む）を経て、現在の計画になっています。

今回は、この計画を見直し、令和6年（2024年）3月に公示する予定です。

※ 第7次保健医療計画は、平成30年（2018年）度から令和5年（2023年）度までの6年間の期間で策定しており、令和4年（2022年）度から令和5年（2023年）度までの2年間については、中間見直しを実施しています。

この計画の中に、2次医療圏単位の「圏域項目に関する事項」として、2次医療圏における医療提供体制が策定され、当圏域においては、「尾張西部医療圏保健医療計画」を策定するものです。

2 尾張西部医療圏保健医療計画について

平成4年8月に策定され、以後概ね5年を目安に内容を見直しています。現計画は、平成30年（2018年）3月に見直したもので、計画期間は平成30年（2018年）度から令和5年（2023年）度までとなっています。（途中、令和4年（2022年）3月に中間見直しを行い、令和4年（2022年）度から令和5年（2023年）度までの期間を見直しています。）

今回は、国において「医療提供体制の確保に関する基本方針」の一部改正（令和5年3月31日の厚生労働省告示第149号及び令和5年5月26日の厚生労働省告示第203号）、「医療計画作成指針」の全面改正（令和5年3月31日厚生労働省医政局長通知及び令和5年5月26日厚生労働省医政局長通知）が令和5年3月及び令和5年5月に行われました。

これを受け、愛知県地域保健医療計画とともに、尾張西部医療圏保健医療計画を見直し、新たな計画（計画期間：令和6年（2024年）度から令和11年（2029年）度の6年間）を策定するものです。

3 尾張西部医療圏保健医療計画策定委員会について

令和5年3月1日（水）に開催された令和4年度第2回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議で設置が承認され、2回の会議を実施した。

(1) 委員

各市医師会長、各市歯科医師会長、各市薬剤師会長、
一宮市立市民病院長、稲沢市民病院長、厚生連稲沢厚生病院長、
総合大雄会病院・社会医療法人大雄会理事長、
一宮西病院長・社会医療法人杏嶺会理事長、稲沢市子ども健康部長、計12名

(2) 会議開催状況

開催日	議事内容
令和5年7月13日（木）	委員長選出（櫻井一宮市医師会長） 計画見直し方針検討 事務局のたたき台を検討し、素案作成
令和5年8月1日（火）	修正後の素案を検討し、試案作成

4 新尾張西部医療圏保健医療計画（案）について

(1) 体系

地域の概況を始め、全17項目からなります。

前回計画との違いは、歯科保健医療対策、病診連携等推進対策、高齢者保健医療福祉対策、薬局の機能強化等推進対策（薬局の機能推進対策及び医薬分業の推進対策）及び健康危機管理対策の5項目を圏域項目として作成しないこととなり、新たに「新興感染症発生・まん延時における医療対策」を追加する内容になります。

なお、上記の5項目については、他の項目建てしている内容の中で関連付けて策定しました。

(2) 現行計画からの変更点

資料3 現行保健医療計画からの主な変更点

資料4 【原案検討】尾張西部医療圏保健医療計画（試案）

5 今後のスケジュール（予定）

年月	県計画	尾張西部医療圏保健医療計画
令和5年 (2023年)7月	12日 医療体制部会 (素案検討)	13日 保健医療計画策定委員会 (素案検討)
8月	関連会議等での 検討	1日 医療計画策定委員会 (試案検討) 18日 圏域保健医療福祉推進会議 (原案検討) 圏域項目(原案)の提出(8月末日)
9月		
10月	医療体制部会 (試案検討)	◎圏域保健医療福祉推進 会議(新興感染症発生・まん延 時における医療対策再検討)
11月	医療審議会 (原案の決定)	
12月		
令和6 (2024)年1月	市町村、関係団体へ意見照会・パブリックコメント	・医療計画策定委員会 (原案修正) ・圏域保健医療福祉推進会議 (修正原案→案)
2月	医療体制部会 (修正原案→案)	
3月	医療審議会 (答申)	

※ 変更部分は、-----と◎で表示しています。